

(前のページから続く)

分譲契約と分譲代金

◎分譲契約

譲受人に決定した方は、契約補償金として、分譲代金の三%以上を添えて契約してください。

契約補償金については、分譲代金の一部に充当する方法と、分譲代金の支払い全てがすんだときに、お返しする方法があります。利息はつきません。

◎分譲代金の支払い

契約締結のときに、分譲代金の二〇%以上を支払い、残金は契約締結の日から三ヶ月以内に支払ってください。

契約の解除

譲受人が次の一つに該当したときは、分譲の決定を取り消し、契約を解除します。ご注意ください。

①分譲の申し込みが、うその記載や不正の手段によって行われたとき

買戻し特約

①譲受人が分譲の条件に違反した場合は、宅地を買戻します

②買戻しの特約登記は、所有権移転登記と同時にを行います

③買戻し特約登記の期間は、

要項・住宅建設の規則・電気・電話などについての説明会を、次のとおり開きます。

▽とき 十月二十四日(月) 午前九時三十分

▽ところ 日光市研修センター (市役所東側)

宅地の分譲の説明会

宅地分譲の申し込みは、十月八日から受け付けを始めますが、市では、宅地分譲希望者に対して、分譲の

②譲受人の資格要件を欠くことになったとき

③分譲契約を、指定した期日までに締結しなかったとき

④分譲代金を三ヶ月以内に納入しないとき

契約を解除したときは、既に納入されている分譲代金はお返ししますが、利息はつきません。

契約の日から七年間です

所有権移転登記

今回の分譲宅地については七里土地区画整理事業地内にあるため、換地処分に伴う登記の完了後において、譲受人への所有権移転登記を行います。

なお、所有権移転登記の登記名義人には、分譲申し込み者以外の方はなれません。

その他

①所有権移転登記・買戻し特約登記及び契約締結に必要な費用は、譲受人の負担になります。

分譲宅地購入資金の特別貸付

特別貸付

今回、市が分譲する宅地を購入する方のために、特別の融資制度を設けました。

この制度は、市が市内の金融機関に資金を預託し、できるだけ低い利息で購入資金を融資しようとするものです。

申し込みの資格、申し込みの方法などは、次のとおりです。

◆申し込みの資格

①市が分譲する「七里土地区画整理事業地内宅地分譲」の宅地の譲受人であること
②年間所得の十二分の一の額が、毎月の返済金の五倍以上であること。この場合、申込人の属する世帯員の所得を加算できます。

◆融資限度額と利息

②申し込みをするときは、申込書に記載した内容について、説明できる方がおいでください。

詳しくは、総務課管財係へ ☎五四一—一一内線二二六 にお問い合わせてください。

・融資限度額 三百万円

・利息 年利 五・四%予定

・返済期限 十年以内、元利均等、月賦償還

*三百万円を借りて十年で返済すると、毎月の償還金は約三二、四〇九円になります。

◆保証人と担保

・連帯保証人は二人以上必要です。

・取得した土地を担保とします。

◆申込用紙に所定の事項を記入し、①分譲契約書②所得証明書(市税務課で発行)を添えて、木彫りの里芸センター(小倉山)内の市観光商工課商工係(☎五四一—一一内線一六九)に申し込んでください。

なお、分譲宅地資金融資制度のほか、住宅新築資金として労働金庫を窓口とする「勤労者住宅資金融資制度」(限度額三百万円)も利用できます。